

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

保安林に指定する予定である旨の通知  
道路の区域変更  
道路の供用開始  
保安林の指定

(治山課) 三二一<sup>ページ</sup>  
(道路維持課) 三二二  
(同) 三二二  
(飛騨農林事務所) 三二二

### 公示

特定非営利活動法人の設立認証申請  
特定非営利活動法人の定款変更認証申請  
基本測量の実施  
土地改良区役員の退任及び就任  
土地改良区の定款の変更認可  
土地改良区役員の退任及び就任

(環境生活政策課) 三二三  
(同) 三二三  
(用地課) 三二三  
(西濃農林事務所) 三二四  
(同) 三二五  
(中濃農林事務所) 三二五

### 正誤

飼料の試験結果中訂正  
道路の供用開始中訂正  
平成二十三年度岐阜県農業大学校入学試験の実施中訂正

(法務・情報公開課) 三二六  
(同) 三二六  
(同) 三二六

岐阜県公報

毎週

(火曜日)  
(金曜日)

発行

(休日)  
(ときは翌日)

## 告示

岐阜県告示第二百九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 保安林予定森林の所在場所

山県市柿野字高山一三二七の五、一三二九の三の二から一三二九の三の六まで、一三二九の一〇、一三二九の四九、字米野一五八六の一、一五九〇の一から一五九〇の四まで、葛原字見池五〇四九、五〇七六

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

平成二十二年四月二十日

岐阜県告示第二百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。  
なお、その関係図面は、平成二十二年四月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十日

岐阜県知事 古田肇

道路の種類	道路の種類	区域	敷地の幅員	延長	備考
路線名	路線名	別前後	（メートル）	（メートル）	
区	区	間			
岐野線	岐野線	岐州市上西郷六丁目一三八番地先から本巣市文殊字村前八三七番四地先まで	五〇） 二五） 四〇）	一、四〇〇） 一、〇八〇） 一、〇八〇）	
		後B	二五） 四〇）	一、〇八〇）	

岐阜県告示第二百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。  
なお、その関係図面は、平成二十二年四月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十日

岐阜県知事 古田肇

道路の種類	道路の種類	区域	敷地の幅員	延長	備考
路線名	路線名	別前後	（メートル）	（メートル）	
区	区	間			
		後B	二五） 四〇）	一、〇八〇）	

県道	江南線	各務原市須衛町二丁目二番地地先から同市同番地の一地先まで	五〇六	二四・五	平成三・四二〇	平成一六・六・四	ほか
----	-----	------------------------------	-----	------	---------	----------	----

岐阜県告示第二百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十二条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十二年四月二十日

岐阜県知事 古田肇

- 一 保安林の所在場所  
高山市奥飛驒温泉郷神坂字カルカヤ五七八の一・字長人平五八七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的  
なだれの危険の防止
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
    - 2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県飛驒農林事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次

の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十二年四月二十日

岐阜県知事 古田肇

一 保安林の所在場所

高山市奥飛驒温泉郷平湯字湯ノ平七六三の五(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

なだれの危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県飛驒農林事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

岐阜県知事 古田肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年四月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エナジー
- 三 代表者の氏名 小板 順次
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県恵那市大井町二〇八七番地七九

五 定款に記載された目的 この法人は、近年、合併した新恵那市を活性化することにより、まちづくりを推進する事業を行い、行政や企業と協働した市民主体のまちづくりに寄与する事を目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

岐阜県知事 古田肇

一 申請のあった年月日 平成二十二年三月三十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ほのぼの朝日ネットワーク

三 代表者の氏名 高井 道子

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市朝日町浅井七三六番地

五 定款に記載された目的 この法人は、飛驒地区の地域住民に対して、介護、福祉、子育てなどに関する事業を行い、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十二年四月二十日

岐阜県知事 古田肇

- 一 作業機関 国土交通省国土地理院
- 二 作業種類 基本測量(精密測地網高度地域基準点測量)

三 作業期間

平成二十二年五月十日から  
同 二十三年三月十一日まで

四 作業地域

山県市及び揖斐郡揖斐川町

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
旧六ヶ村排水土地改良区	平成二二・三・三	理事	加藤 松四郎	養老郡養老町横屋 一五二番地
同	同	同	田 中 正 行	同 有 尾 一 一 番 地
同	同	同	田 中 敏 弘	同 田 一 二 番 地 一
同	同	同	天 野 重 孝	同 横 屋 三 三 三 番 地
同	同	同	竹 中 孝 道	同 海 津 市 南 濃 町 志 津 一 九 五 七 番 地 三
同	同	同	伊 藤 治 生	同 駒 野 一 六 七 番 地 一
同	同	同	古 市 幹 夫	同 庭 田 七 六 六 番 地
同	同	同	堀 田 治 彦	同 津 屋 二 四 五 八 番 地 一
同	同	同	日 比 幸 義	同 戸 田 九 四 一 番 地

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
旧六ヶ村排水土地改良区	平成二二・四・一	理事	古川 正明	養老郡養老町田 一九一番地五
同	同	同	田 中 領 一	同 四 二 一 番 地
同	同	同	水 谷 安 清	同 養 老 郡 養 老 町 有 尾 五 番 地
同	同	同	田 中 宗 次	同 横 屋 三 三 五 番 地 一
同	同	同	星 野 勇 生	同 海 津 市 南 濃 町 津 屋 一 六 五 番 地
同	同	同	堀 田 治 彦	同 一 二 四 五 八 番 地 一
同	同	同	竹 中 孝 道	同 海 津 市 南 濃 町 志 津 一 九 五 七 番 地 三
同	同	同	日 比 幸 義	同 戸 田 九 四 一 番 地
同	同	同	古 市 幹 夫	同 庭 田 七 六 六 番 地
同	同	同	伊 藤 治 生	同 駒 野 一 六 七 番 地 一
同	同	同	西 脇 清 美	同 海 津 市 南 濃 町 戸 田 八 五 二 番 地
同	同	同	藤 田 博 巳	同 二 二 八 五 番 地 一
同	同	同	佐 藤 清 治	同 海 津 市 南 濃 町 津 屋 二 五 七 七 番 地
同	同	同	古 川 正 明	同 養 老 郡 養 老 町 田 一 九 一 番 地 五
同	同	同	伊 藤 稔	同 戸 田 八 七 八 番 地
同	同	同	三 輪 德 重	同 志 津 新 田 四 六 二 番 地 八
同	同	同	星 野 勇 生	同 津 屋 一 六 五 番 地

同 三輪徳重 同 志津新田四六二番地八  
 同 服部義隆 同 戸田 八五九番地一  
 監事 寺倉 透 養老郡養老町横屋 二四六番地一  
 同 佐藤清治 海津市南濃町津屋 二五七七番地  
 同 高木武雄 同 駒野 二六一番地  
 同 森 敏雄 同 津屋 二二一番地二

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
養老町烏江土地改良区	平成二二・四・八

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
垂井町土地改良区	平成二二・四・八

土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住	所
中濃用水 東部土地 改良区	平成 三三・三三	理事	服部正勝	美濃市	横越 七四〇番地
			梅田義幸	同	極楽寺 八〇二番地一
			山本勝昭	関市	池尻 二九七番地
			青山清美	同	一九七番地
			今井武夫	関市	千足 三二番地
			武藤正剛	同	八〇〇番地二
			永田宗夫	関市	植野 二二一番地三
			辻和信	同	五六九番地
			村井錦夫	関市	広見 七三三番地
			堀 鍊太郎	同	三三一番地

平成二十二年四月二十日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一  
Piy・Airl・テクノセンター

就任した役員	土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住 所
同	中濃用水 東部土地 改良区	平成 三・四・二	理事	服部 武	美濃市 横越 五二二番地
同				梅田 義幸	同 極楽寺 八〇二番地一
同				山本 勝昭	同 池尻 一二九七番地
同				青山 清美	同 一九七番地
同				今井 武夫	同 千足 三三番地
同				中村 隆樹	同 七一 番地三
同				山田 晴重	同 植野 七七二番地
同				山田 雅直	同 二二四番地一
同				村井 錦夫	同 同 七三三番地
同				堀 鍊太郎	同 同 三三三番地
監事				梅田 俊市	同 同 四九番地
同				山本 武	同 同 池尻 一五六九番地一
同				中村 隆樹	同 同 千足 七一 番地二
同				奥田 國勝	同 同 同 九四八番地
監事				梅田 俊市	同 同 同 極楽寺 四九番地

正 誤

(校正誤り)  
平成二十二年三月三十日第二百三十五号 飼料の試験結果二六二頁下段前から十八行目中「平成二十二年十一月」は、「平成二十一年十一月」の誤り。

(校正誤り)  
平成二十二年四月二日第二百三十六号 道路の供用開始(岐阜県告示第二百七十二号)

号(二七〇頁上段の表中  
平成 三三・三三〇  
は、  
平成 三三・〇二七  
の誤り。

(校正誤り)  
平成二十二年四月二日第二百三十六号 平成二十三年度岐阜県農業大学校入学試験の

実施二七五頁上段の表中

有	有
有	有

は、

有	有
無	有

の誤り。

同 奥田 國勝 同 広見 九四八番地